

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2013. 10. 10 VOL. 10-2

本号の内容

- ★公益法人制度改革
～移行の申請期限（平成25年11月30日）迫る！～
- ★その規則、法律に違反していないですか？～委任の範囲～
～医薬品ネット販売の権利確認等請求事件～
- ★地方公共団体に対する義務付け・枠付けに係る見直し

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務室 中庁舎7F

☎ 043-223-2157

FAX 043-201-2612

Eメール homu35@mz.pref.chiba.lg.jp

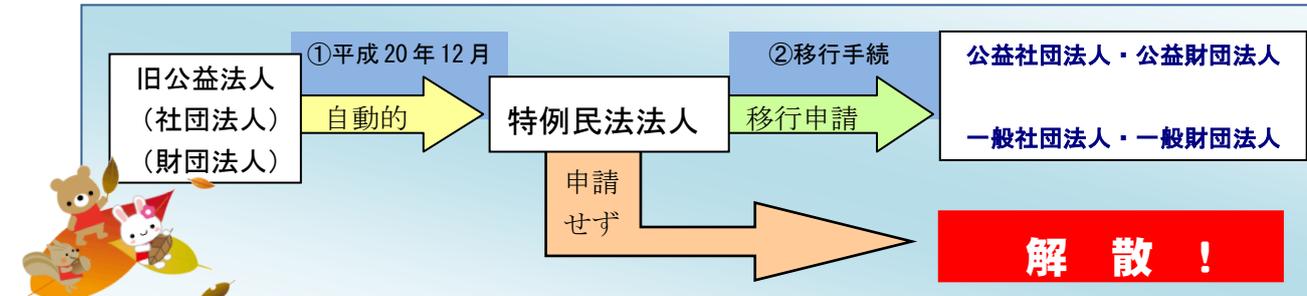
公益法人制度改革

～ 移行の申請期限（平成25年11月30日）迫る！！～

1 期限までに申請しないと解散に！！

平成20年12月から、法人法¹・認定法²・整備法³により新しい公益法人制度が施行されました。従来の公益法人は、平成20年12月1日に自動的に特例民法法人となりました。特例民法法人は、**平成25年11月30日までの移行期間の間に、移行申請を行わなかった場合、解散となります。**

まだ、申請手続きをしていない特例民法法人を監督している課の担当の方は、早急に申請手続きをするよう、所管の法人にお伝えください。なお、移行期間の満了後に認定又は認可が得られなかった場合も解散となります。



2 千葉県所管公益法人数の推移

公益法人（公益社団法人・公益財団法人）及び「公益目的支出計画」を実施中の一般法人（一般社団法人・一般財団法人）は、県の監督を受けますが、公益目的支出計画が不要な又は終了した一般法人は、県の監督を受けなくなります。今後、県所管の一般法人数は減少していく見込みです。

→詳しくは、“公益法人information”～国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイトをぜひご覧ください。
(https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/koeki/pictis_portal/common/portal.html)

¹ 法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

² 認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

³ 整備法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

平成20年12月1日には、千葉県所管の従来の公益法人は、454法人ありました。平成25年4月1日には、県所管法人数の合計は、430法人となっています。元国所管法人のうち千葉県の所管となったもの(46法人)や、登記により新たに設立された一般法人を公益認定したもの(5法人)など、増加分もありますが、全体としては減少しています。

【平成20年12月1日現在】

社団法人	231法人
財団法人	223法人
合計	454法人

【減少要因】 (※増加要因は本頁上部へ)

- ・ 特例民法法人のうち解散・合併したもの(解散60法人、合併7法人)
- ・ 元千葉県所管法人のうち内閣府が監督を行うようになったもの(3法人)
- ・ 一般法人へ移行した法人のうち公益目的支出計画が不要なもの(4法人)
- ・ 一般法人へ移行した法人のうち公益目的支出計画が終了したもの(1法人)

【平成25年4月1日現在】

特例社団法人	36法人
特例財団法人	31法人
(小計)	67法人
公益社団法人	89法人
公益財団法人	90法人
(小計)	179法人
一般社団法人	133法人
一般財団法人	51法人
(小計)	184法人
合計	430法人

県所管法人が減少した要因は??

3 Q & A

Q 公益法人制度改革の目的は?	A 民間非営利部門の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量に基づく許可の不明瞭性等の旧制度の問題を解決することです。
Q 新制度の特徴は?	A 旧制度で一体となっていた法人の設立と公益性の認定を分離し、法人法の要件を満たせば登記のみで一般法人の設立が可能となりました。一般法人のうち主に公益目的事業を行う法人は行政庁の認定を受けて公益法人となることができます(認定法第4条)。
Q 一般法人と公益法人の違いは?	A 一般法人は行う事業に制限がなく、原則として行政庁の監督なしに自律的な法人運営を行うことができます。一方、公益法人は、行政庁の監督のもと公益目的事業比率や収支相償等の公益認定基準を遵守する必要がありますが、税制上の優遇を受けることができます。

仕事紹介

☆公益法人室と旧主務官庁(各事業課)☆

「政策法務課公益法人室」では、主に以下の業務を行っています。

- ① 認定法・整備法に基づいた監督(立入検査、公益法人から提出される事業報告等の審査)
- ② 法人からの公益認定申請・変更認定申請・変更認可申請に対する認定・認可の手続き
- ③ 法律、会計又は公益法人活動に関して識見を有する者で構成された『千葉県公益認定等審議会』の運営

今後は移行後の法人の監督業務が中心となっていきます。

新制度においては主務官庁制が廃止され当県では「政策法務課公益法人室」に監督権限が一本化されました。公益法人室の監督権限は認定法・整備法に定められた範囲内です。一方、各事業課においては、法人との共同事業や事業に関する契約等、事業遂行上必要な範囲で、法人との関係が続くこととなります。



その規則、法律に違反していないですか？ ～委任の範囲～

医薬品ネット販売の権利確認等請求事件
最高裁第二小法廷平成25年1月11日

事案の概要

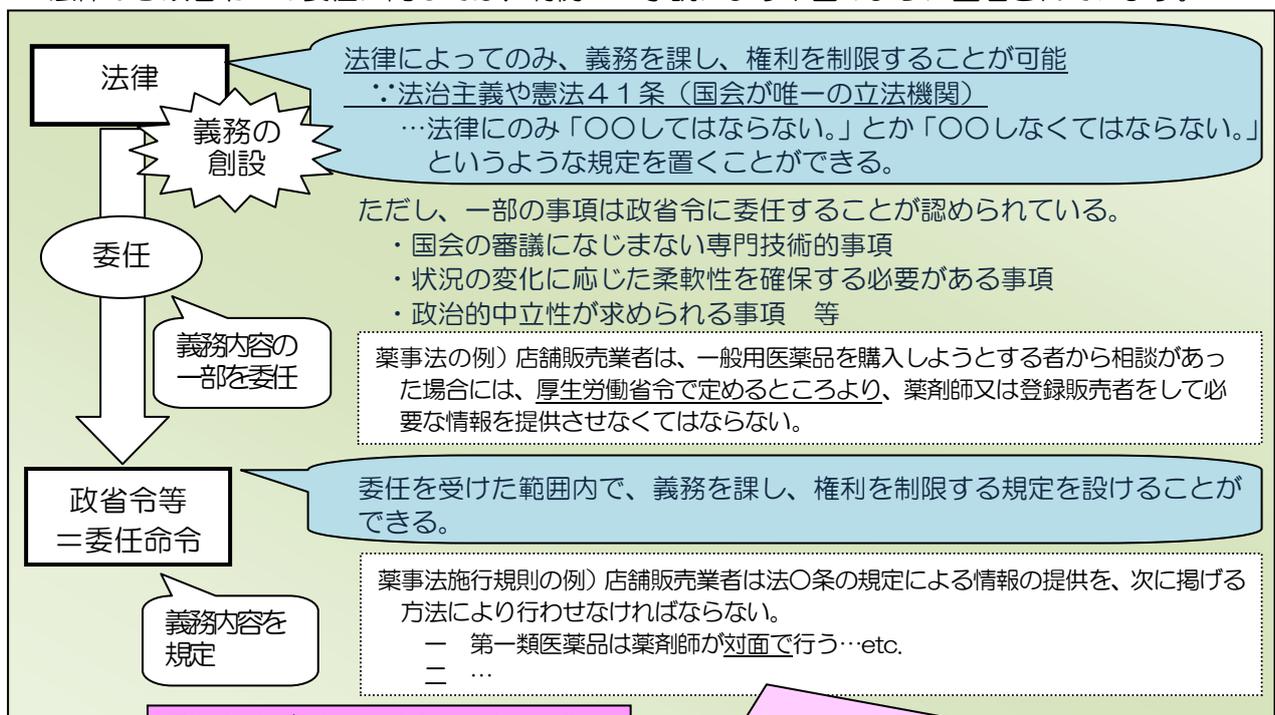
平成18年に、薬事法施行規則（省令）に、次のような規定が置かれました。

- ・店舗販売業者は、第一類医薬品及び第二類医薬品の販売や情報提供を、有資格者に対面で行わせなければならない。
- ・上記医薬品の郵便等販売（インターネット販売を含む。）は禁止。

これに対し、この省令によってインターネットでこれらの医薬品販売ができなくなった事業者が、「省令は、薬事法の委任の範囲外の規制を行っており、違法である」などと主張し、争いました。

法律から政省令への委任の一般論（国法の場合）

法律から政省令への委任に関しては、判例^{※1}・学説により下図のように整理されています。



委任命令が違法と判断されるのは？

- ・委任元の法律に違反している場合
 - ・裁量の逸脱・濫用がある場合
- 違法かどうかは、法律の文言、委任の趣旨・目的、仕組みの整合、制限を受ける利益等から、総合的に判断。

判決の概要

- ・対面販売のほうが郵便等販売より安全性に優れるという知見は確立していない。
- ・すでにインターネットで医薬品の販売をしている事業者もいる中で、職業活動の自由を相当程度制約する新たな規制である。

☆そのような事情の下で、法律の委任の範囲を逸脱したものではないと言うためには、郵便等販売を規制する内容の省令の制定を委任する旨が、法律の諸規定から、明確に読み取れることを要する。

→が、薬事法からはそのようなことは読み取れない。

→省令の関係規定は、郵便等販売を一律に禁止することとなる限度において、薬事法の委任の範囲を逸脱しており、違法・無効。



薬事法が郵便等販売に対してどのようなスタンスであるのかは、条文上明確ではありません。この判決では、省令をもって郵便等販売を禁止するのであれば、法に明確にそれを示す規定が必要との判断が示されました。法律側の「明確性」の重要性について言及のあった初めての判例とされています。

実務における注意点

今回の判決は、国の法律と政省令の関係についてのものですが、地方公共団体の実務においても、注意しなくてはならない点があります。

- ・法律から委任を受けた条例・規則等^{※2}
- ・条例^{※3}から委任を受けた規則等

... 法律から委任を受けた政省令と同様に、委任の範囲についての論点が存在

→注意！

- ・そもそも規則や要綱は、法律や条例からの委任を受けない限り、原則として、義務を課し、権利を制限することができません。
- ・委任を受けている場合でも、委任の範囲を超えてはいけません。

- ◇判決では、委任命令に関しても、対面販売とネット販売の安全性の比較など、立法事実を重視しています。例規を立案する際には、立法事実をしっかりと把握しましょう。
- ◇審査基準や処分基準は、元となる法律・条例と委任の関係にはありませんが、法律や条例の趣旨・内容を超えた規定となっていないか、やはり注意が必要です。
- ◇この裁判例のような「公法上の法律関係に関する確認の訴え」は、平成16年の行政事件訴訟法改正により、提起可能であることが法文上明確にされたもので、今後、条例・規則・要綱を対象とした無効確認訴訟が増えることが予想されます。

※1 農地売却処分取消等請求事件（最大判昭和46年1月20日）、刀剣登録拒否処分取消請求事件（最判平成2年2月1日）、面会不許可処分等取消等請求事件（最判平成3年7月9日）等

※2 「〇〇は知事が定める」という形で、条例や規則だけでなく要綱等へ委任されることもあります。

※3 条例でも、義務を課し、権利を制限することが可能です。

地方自治法14条1項「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」

地方公共団体に対する義務付け・枠付けに係る 第3次・第4次見直し

地方公共団体に対する義務付け・枠付けに係る第3次・第4次見直しの閣議決定で改正が必要となった74法律を一括して改正する法律＝第3次一括法が、平成25年6月14日に公布されました。この「第3次一括法」の正式名称は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」で、これまでの第1次、第2次一括法と同じ法律名です。

第3次見直しでは、「地方からの提言等に係る事項」、「通知・届出・報告、公示・公告等」、「職員等の資格・定数等」の3分野が検討され、そのうち法律改正が必要なものが（旧）第3次一括法案として、平成24年3月に国会へ提出されましたが、同年11月の衆議院の解散により廃案となりました。

第4次見直しでは、地方からの地域の実情に即した具体的な提案（基礎自治体への権限移譲を含む）を受けて見直しを実施され、その結果、平成25年3月に閣議決定されました。見直しの主なものとして、「同意等の見直し、協議の届出化等関与の緩和」、「都道府県から基礎自治体への権限移譲」があります。

詳細については、以下の内閣府のホームページに掲載されています。

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>